



プレミアム付商品券で まちをもっと元気に！



今月のズームアップは、7月1日から発行する20%お得な「ちとせプレミアム付商品券」について、お知らせします。

- ◆目的
市では、地域の消費拡大や経済の活性化を図るため、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急交付金」を活用して、5,000円で6,000円分の買い物ができる「ちとせプレミアム付商品券」発行事業を実施します。
- ◆内容
 - 【発行者】千歳商工会議所
 - 【プレミアム】20%（1セット1,000円分お得）
 - 【発行総額】8億5千200万円（プレミアム分含む）
 - 【販売価格】1セット5,000円（500円券×12枚 6,000円分）
 - 【発行枚数】14万2,000セット（1セット12枚綴り）
 - ◆利用期間
7月1日～12月31日（使用期限となる12月31日を過ぎた商品券は、使用できません）
 - ◆利用店舗
市内で小売・飲食・サービス業などを営み、「プレミアム付商品券発行事業」に登録した参加店（お店に貼ってあるステッカーが目印）で利用できます。
 - ※参加店は、商工会議所のホームページで確認してください。
 - ◆販売方法
6月1日（基準日）現在、市内に住居登録がある、全ての世帯主宛に市から「引換券」が付いたはがきを郵送します。
 - 購入を希望する方は、はがきを持参のうえ、7月31日（金）までに、下記の販売場所で購入してください。
 - ※「ちとせプレミアム付商品券」は、千歳商工会議所が販売します。

- ※はがきは、6月中旬に発送の予定です。
- ※7月31日（金）までに購入していないとき、「引換券」は、無効になります。
- ※購入限度数は、世帯1冊（セット）に世帯員数を加えた冊数を上限とします。
- （例）4人家族のとき
世帯1冊のほか、世帯員数4冊を加えた、合計5冊まで購入できます。
- ◆商品券の販売
商品券は、全世帯が購入できるよう限度数を設けて販売します。
- ※販売直後は、混雑が予想されますので、ご了承ください。
- ◆販売期間
【販売期間】7月1日～31日
- ◆販売場所
◇総合福祉センター 7月1日～5日 9時～20時
- ◇商工会議所 7月6日～31日（土日祝日除く） 9時～17時
- ◇東部支所 7月6日（月） 9時～17時
- ◇回陽台支所 7月7日（火） 9時～17時
- ◇支笏湖支所 7月8日（水） 9時～17時
- ◆商品券の追加販売
7月31日（金）までに商品券が完売しなかったときは、残りの商品券を先着順で販売します。
- ◆販売期間
【販売期間】9月5日（土）、なくなり次第、終了します。
- ◆販売場所
◇総合福祉センター 9月5日～7日 9時～17時（土日祝日除く） 9時～17時
- ◇商工会議所 9月8日（火）、（土日祝日除く） 9時～17時

- ◆次の支払いに商品券は利用できません
 - ◇参加店以外での使用
 - ◇たばこなどの購入（法律で小売価以外の販売が禁止されているもの）
 - ◇出資や債務の支払い（公共料金、税金、銀行などの金融機関での振込代金、払込み手数料など）
 - ◇金融機関への預け入れ
 - ◇換金性があり、広域的に流通しうるもの（有価証券、商品券、プリペイドカード、ビール券、図書券、玉くじ、切手、印紙、官製はがきなどの前払式証券類 など）
 - ◇仕入などの事業資金
- ◆留意事項
 - ◇商品券の額面は、1枚500円です。
 - ◇商品券購入後の払い戻しには、一切応じられません。
 - ◇商品券は、現金との引き換えはできません。釣り銭はできません。
 - ◇商品券は、譲渡や転売などできません。
 - ◇発行者印のないもの、利用期限（平成27年12月31日）を超過した商品券は、無効になります。

特典「アフタープレミアム事業」

- 事業の内容
プレミアム付商品券を使って、参加店で商品を購入された方の中から、抽選で豪華景品が当たります。
- 応募方法
「ちとせプレミアム付商品券」を使い、市内中小店舗で一会計2,000円以上の商品を購入したときは、同店舗で商品券がつづられた台紙の「アフタープレミアム応募証明欄」に店舗名の記入と押印をしていただき、応募証明欄の部分を切り取って官製はがきに貼付のうえ、応募してください。

※直接、応募先（商工会議所）に持参することもできます。

市内中小店舗とは？

- ・ちとせプレミアム付商品券発行事業に参加する、店舗面積が1,000㎡未満の店舗です。

- 応募締切
10月30日（金）
- 抽選日
11月10日（火）

※当選者には、当選通知を送付します。

- 景品

支笏湖温泉ペア宿泊券	10本
商品券（市内中小店舗限定）5,000円分	430本
おいしさ特産品セット2,000円分	60本
- 応募先および景品交換場所
千歳商工会議所

オリジナル「招き猫」のデザイン活用

商品券のキャラクターである「招き猫」（下の画像参照）は、商工会議所または市のホームページから自由にダウンロードして使用することができます。

この「招き猫」は、市の特色をもとにした、多数のデザインがあります。

個人や企業・団体などでオリジナルのチラシやポスターを作成するときの素材として、お気に入りの「招き猫」を見つけてご活用ください。

「招き猫」の一例

プレミアム付商品券のお問い合わせ

〒066-8558 千歳市東雲町3丁目2-6
千歳商工会議所
☎(23) 2175 FAX(22) 2122
ホームページ <http://www.chitose-cci.com>
Eメール info@chitose-cci.or.jp

この記事の
お問い合わせ

商業労働課主査
（商店街活性化担当）

☎(24)0606

商品券の作成者
商業労働課（臨時職員）
小林 由希奈さん

商品券のデザインと「コンセプト」
商品券は、開運と人を招く「招き猫」をモチーフとして制作しました。和紙の持つ温かみを活かせる「切り絵」という手法で作ったオリジナル「招き猫」をたくさん配置しています。背景には、大勢の方が往来していた、昭和30年代の友楽通り商店街の写真を使用しました。当時のように、たくさんの方に集まってほしいという希望を込めています。

また、市の特色である空港、サケとインディアン水車、工業、温泉、自衛隊、科学技術大学、農業、たまごなどの他、今年の干支である「羊」を「招き羊」として入れています。

ぜひ、探してみてください。